

奨励金の支給申請に係る提出書類一覧表

R5.3.31

●付加奨励金

支給申請期間： 月 日 ~ 月 日

訓練実施機関			
訓練科名		訓練番号	5 - - 12 - - -
提出書類		様式名	留意事項
付加奨励金必須書類	<input type="checkbox"/> 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請書	様式 A-33	記載上の注意事項は様式A-33を参照。
	<input type="checkbox"/> 認定職業訓練実施付加奨励金支給申請に係る誓約書		千葉労働局作成の奨励金支給申請に係る誓約書。
	<input type="checkbox"/> 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し	様式 A-21	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書。
	<input type="checkbox"/> 基本奨励金支給決定通知書の写し	様式 A-35	複数回支給されている場合はすべて
	<input type="checkbox"/> 認定職業訓練に係る就職状況報告書の写し	様式 A-15	訓練終了後に(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構へ提出する書類。
	<input type="checkbox"/> 訓練修了者等が訓練実施機関に提出した就職状況報告書の写し	様式 A-14	就職理由中途退校者も含む
	<input type="checkbox"/> 認定職業訓練就職者名簿	様式 A-34	求職者支援訓練終了後に(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構に提出するもの 記載上の注意事項は様式A-34裏面を参照。
自社就職の場合	<input type="checkbox"/> 雇用した者の労働条件が分かる書類の写し		労働条件通知書の写し、雇用契約書の写し等。
	<input type="checkbox"/> 雇用した者の勤務実態が分かる書類の写し		雇い入れから2か月間の勤務実態が分かるもの。 出勤簿の写し、賃金台帳の写し等。

自社就職とは？

訓練受講者を訓練実施機関が自ら、又は訓練実施機関の関連事業主(訓練実施機関と資本的、経済的、組織的関連性等からみて実質的な一体性が認められる事業主をいう。)に雇入れた場合をいう。

なお、実施機関と関連事業主の両者間に実質的な一体性が認められる状況は、以下のいずれかの場合に該当する場合とします。

- 1 資本金が50%を超えて出資している場合。
- 2 取締役会の構成員について次のいずれかに該当すること。
 - ①代表者が同一人物であること(個人事業主である場合も含む)。
 - ②取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数をしめていること。